令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
1	令和7年8月18日	就労継続支援（A型）事業所	らいふあかり	株式会社　ORION	就労継続支援A型	管理者兼サービス管理責任者のサービス管理責任者資格について、以下の不適切な状況が確認されました。 令和2年3月25日からサービス管理責任者としてみなし配置されていましたが、みなし配置が可能な期間は、サービス管理責任者基礎研修修了（修了日：令和元年10月30日）後3年間であり令和4年10月29日までにもかかわらず、その後も資格要件を満たさないままサービス管理責任者として配置されていました。みなし配置期間終了後の令和4年10月30日からサービス管理責任者実践研修修了（修了日：令和7年2月16日）前の令和7年2月15日までの間の配置は認められません。 サービス管理責任者の人員欠如減算について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下、「報酬告示」という。）　別表第13の1の注4(1)」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（以下、「留意事項通知」という。）第二の1(8)」に基づき、当該減算を適用し過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	R4.11月～R7.2月分の対象者53名、708件 ・サービス管理責任者の人員欠如減算 上記の過誤調整を2026年1月から2031年12月までに行います。 なお、当事業所では、利用者負担額減免措置を行っていますので、利用者負担額の返還は生じません。
					就労継続支援A型	個別支援計画未作成減算について、令和4年10月30日から令和7年2月15日までの期間にサービス管理責任者が不在であり、就労継続支援A型計画が作成されていなかった及び就労継続支援A型計画の作成に係る一連の業務が適切に行うことができなかったことから、「報酬告示　別表第13の1注4(2)」及び「留意事項通知第2の1(10)」に基づき、当該減算を適用し過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	R4.11月～R7.2月分の対象者53名、708件 ・個別支援計画未作成減算 上記の過誤調整を2026年1月から2031年12月までに行います。 なお、当事業所では、利用者負担額減免措置を行っていますので、利用者負担額の返還は生じません。
					就労継続支援A型	施設外就労について、サービス管理責任者の未配置期間は、算定要件を満たしていません。 施設外就労が算定できない利用者は定員に含まれますので、利用者が定員を超えて作業を行った場合は定員超過利用減算の対象となります。「報酬告示　別表第13の1の注4(1)」及び「留意事項通知 第二の1(7)」に基づき、サービス管理責任者未配置期間に行った施設外就労の状況等を精査の上、定員超過利用減算の未適用が判明した場合は過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	R4.11月～R7.2月分の対象者53名、708件 ・定員超過利用減算 差額合計27,065,891円 上記の過誤調整を2026年1月から2031年12月までに行います。 なお、当事業所では、利用者負担額減免措置を行っていますので、利用者負担額の返還は生じません。
					就労継続支援A型	賃金向上達成指導員配置加算について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準第186条」に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置することが求められており、置くべき従業者であるサービス管理責任者未配置の状態で算定することはできません。「報酬告示　別表第13の12」に基づき、サービス管理責任者が不在期間に算定した当該加算については過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	R4.11月～R7.2月分の対象者53名、708件 ・賃金向上達成指導員配置加算 差額合計13,408,535円 上記の過誤調整を2026年1月から2031年12月までに行います。 なお、当事業所では、利用者負担額減免措置を行っていますので、利用者負担額の返還は生じません。
					就労継続支援A型	令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、処遇改善加算等は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算等を除く。）を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとされており、上記減算等を加えて再算定する必要があります。「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（障障発0318第1号令和4年3月18日）第1の3(1)」に基づき、過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（障障発0310第2号令和5年3月10日）第1の3(1)」に基づき、過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。 令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算、福祉・介護職員等処遇改善加算について、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに様式例の提示について（障障発0226第4号・こ支障第86号）2(1)」に基づき、上記減算等を加えて算定し、過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	R4.11月～R7.2月分の対象者53名、708件 令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算、福祉・介護職員等処遇改善加算 差額合計5,201,620円 上記の過誤調整を2026年1月から2031年12月までに行います。 なお、当事業所では、利用者負担額減免措置を行っていますので、利用者負担額の返還は生じません。
2	令和7年9月5日	就労継続支援（A型）事業所	就労センタードリームネクスト	社会福祉法人　愛宕福祉会	就労継続支援A型	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条準用（第92条第2項）」に基づき、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練は定期的に実施してください。	1回目を令和7年6月20に日実施。2回目を10月29日保健所主催の感染対策研修に参加し、その後、職員への伝達研修と訓練を実施した。
					就労継続支援A型	欠席時対応加算について、欠席した利用者に対して事業所側から連絡を行い、欠席を確認し、算定しているケースがありました。当該加算については、あらかじめ当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等により、その利用を中止した場合で、中止した日の前々日、前日又は当日に利用者から中止の連絡があった場合に算定が可能です。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表第13の9」及び「同留意事項通知第二の3(4)⑪」に基づき、令和7年7月に算定された吉川時恵さんと藤崎翔二さんの他、他の利用者についても同様の事例がないかを精査し、算定要件を満たさない場合については、過去5年に遡り過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	改めて算定の際に確認及び職員への周知を実施。過去5年間に遡り内容確認し、指摘されたケースの他に2件の過誤が追加で確認された。（返還金額3,824円）

令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
3	令和7年9月5日	就労継続支援（A型）事業所	フジライフサポート	一般社団法人　フジライフスマイル	就労継続支援A型	指摘事項なし。	
4	令和7年9月9日	就労継続支援（A型）事業所	ファースト	ジェイステージ株式会社	就労継続支援A型	感染症発生時の業務継続計画に基づく研修及び訓練を実施していませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条において準用される同条例第34条の2第2項に基づき、1年に1回以上、研修及び訓練を実施してください。また、研修・訓練実施後は記録を作成し、適切に保管してください。	今回ご指摘のあった研修、訓練を実施すると同時に、他の実施すべき研修、訓練等の内容を再確認するとともに、来年度の事業所研修実施計画に組込み、確実に実施することができるよう書面、体制を整備した。
					就労継続支援A型	個別支援計画の作成に係る会議に、利用者本人が参加していませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第60条第6項に基づき、利用者本人を会議に招集してください。	個別支援計画作成に係る会議に、本人・サビ管、他支援員1名以上参加して実施し、個別支援計画会議録で記録を残す。それを確実に記録し、以降も確実に実施できるよう、新たな書式を作成し整備し直した。
					就労継続支援A型	生産活動による収入以上の金額を利用者の賃金として支払い、不足分は自立支援給付費を充てて賄っていました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第180条第2項及び第6項に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにして、自立支援給付費を充てずに運営を行ってください。	令和8年度報告予定の令和7年度実績（R6.11～R7.10）では、まだ改善を果たせていないことが確定してしまっているが、令和9年度報告予定、令和8年度実績（R7.11～R8.10）での改善に向け一層努力する。
5	令和7年9月9日	就労継続支援（A型）事業所	アイビス	合同会社　イーグル	就労継続支援A型	指摘事項なし。	
6	令和7年10月9日	就労継続支援（A型）事業所	すずめのお宿	すずめのお宿株式会社	就労継続支援A型	7月15日から9月30日の間、常勤の職業指導員又は生活支援員が未配置でした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下、「報酬告示」という。）　別表第13の1の注4（1）」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（以下、「留意事項通知」という。）第二の1（8）」に基づき、10月分の給付費について人員欠如減算を適用し過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	2025年10月1日以降は常勤の生活支援員を配置している。 10月給付分は減算で請求済み（29件）
					就労継続支援A型	賃金向上達成指導員配置加算について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第186条」に定める人員配置に加えて、賃金向上達成指導員を、常勤換算方法で1以上配置することが求められており、常勤の職業指導員又は生活支援員が未配置の状態で算定することはできません。「報酬告示　別表第13の12」に基づき、常勤の職業指導員又は生活支援員が不在の8、9月に算定した当該加算については、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	2025年8月返戻分は2025年12月過誤申立済み 2025年9月返戻分は2026年1月過誤申立予定
7	令和7年9月10日	就労継続支援（A型）事業所	和じゅく	合同会社　大郷屋	就労継続支援A型	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になっていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第180条第2項に基づき、事業収入から必要経費を差し引いた額が利用者に支払う賃金の総額以上になるようにしてください。	アレンジメント商品の販売価格改定で全体的に2割アップ。アレンジメント講座受講料2割アップ。仕入先の見直し。施設管理、造園などの利益率の高い事業を行い、新規取引先を開拓していく。利用者の生産性を高めるための利用者にあった指導体制を整える。
8	令和7年10月22日	就労継続支援（A型）事業所	ワークサポート青山	一般社団法人　ワークサポート倶楽部新潟	就労継続支援A型	個別支援計画の、短期目標終了期日に到達したにも関わらず、計画の変更をしていない事例がありました。計画作成においては、「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条において準用する第60条第1項から第11項」に基づく一連の業務を適切に行ってください。なお、計画を変更した場合は、利用者及び指定特定相談支援事業所等に交付してください。	運営指導当日より、当該計画書の点検を行い、現在は全利用者について、半年毎の見直しを行い、モニタリングおよび計画の再策定、説明、交付を行うこととした。 ※現在、有効としている個別支援計画の見直しがすべて完了する日をもって改善が完了する見込みである。
					就労継続支援A型	定期的に業務継続計画の見直しを行っていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条において準用する第34条の2第3項」に基づき、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。	現在において、実効性のある計画とすべく当該計画の見直しを行っている。また、自然災害や感染症の発生時における協力体制の構築を図るべく関係各所との調整を行っている。
9	令和7年10月22日	就労継続支援（A型）事業所	さくら	株式会社　さくら	就労継続支援A型	指摘事項なし。	
10	令和7年10月30日	就労継続支援（A型）事業所	self-A・ハニービー新潟南	合同会社　haru	就労継続支援A型	施設外就労について、個別支援計画に施設外就労が含まれていませんでした。「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成 19 年4月2日厚生労働省通知）2.（2）ヨ」に基づき、施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成し、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められることを明確にしてください。	該当する10名の個別支援計画について、施設外就労を盛り込み、個別支援計画の修正・更新をしました。
11	令和7年10月30日	就労継続支援（A型）事業所	アンジュ	株式会社　源七	就労継続支援A型	災害及び感染症発生時の業務継続計画に基づく訓練を実施していませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条において準用される同条例第34条の2第2項に基づき、1年に1回以上、訓練を実施してください。また、訓練実施後は記録を作成し、適切に保管してください。	R7年12月5日に訓練実施。今後は年1回の訓練を計画的に実施し、記録・保管を行います。
					就労継続支援A型	感染症の予防及びまん延防止のための訓練が実施されていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条において準用される同条例第92条第2項」に基づき、訓練は定期的に実施してください。	R7年12月9日に訓練実施。今後は年1回の訓練を計画的に実施し、記録・保管を行います。

令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日]	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
12	令和7年7月8日	就労継続支援(B型)事業所	慈仁工房	社会福祉法人　更生慈仁会	就労継続支援B型	欠席時対応加算について、勤務先の研修やリフレッシュ休暇等のように「急病等」の理由に該当しない事例も算定されていました。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第14の9」、「同留意事項通知第二の3(5)⑬」に基づき、要件を満たしていない状態で算定した加算については、過去5年に遡り過誤調整を行ってください。	欠席時対応加算について指摘があった内容に対し精査したところ急病等に該当する以外で算定した分（令和6年度～令和7年5月分の給付費）については令和7年8月に過誤申立書提出済み。その他過去に遡って要件を満たしていないものについては順次過誤調整を行っている。改めて欠席時対応加算の算定条件について確認し、職員に周知。運営指導以降の加算算定は改善。
					就労継続支援B型	個別支援計画において、短期目標の終了期日に到達したにも関わらず、計画の変更をしていない事例がありました。個別支援計画作成においては、「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第60条第2項から第8項」に基づく一連の業務を適切に行ってください。なお、計画を変更した場合は、利用者及び指定特定相談支援事業所等に交付してください。	運営指導以降は新たに個別支援計画書を作成し、利用者からのサインをもらい改善している。
					就労継続支援B型	「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（以下、留意事項通知という。）」2(2)④アにおいて、「施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること」と定められています。法人内の別事業所での訓練・作業を施設外就労として実施していましたが、同一法人では請負契約を締結することができないため、施設外就労には該当しません。また、留意事項通知において「施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として新たに受け入れることが可能」と定められており、施設外就労をしている者は定員に含めませんが、先述の施設外就労に該当しない訓練・作業を実施していた利用者については、定員に含みます。よって、過去に施設外就労として法人内での訓練・作業を実施していた日について利用人数を精査し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下、「報酬告示」という。）別表第14の1の注10(1)」に基づき、定員超過利用減算の対象となる場合には、過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	利用者については、もともと定員に含めていたため定員超過利用になっていない。また、定員以外の受け入れもしていないため過誤には該当せず。
13	令和7年7月8日	就労継続支援(B型)事業所	結屋	特定非営利活動法人　etぱしょ結屋	就労継続支援B型	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第 1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、就労継続支援B型の基本報酬は「利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に」算定することと定められていますが、貴事業所における土曜の開所日には調理や体操、ウォーキングなどを行っており、「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第186条」に定められた就労継続支援B型の基本方針に係る訓練や作業が行われていないため、基本報酬を算定することはできません。土曜の開所日について、就労系の訓練等を行わずに報酬請求をしていた場合には、過去5年分に遡り、該当する分の訓練等給付費を返還してください。	運営指導以降、土曜日の開所にあたっては必ず生産活動を実施することとした。 就労系の訓練等を行わずに報酬請求していた日については、過去5年分に遡り精査し、令和7年12月24日に区役所へ過誤の申し立てを行いました。令和8年1月の請求時に過誤処理を行います。
					就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日が多くありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条」に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供を行わないでください。なお、利用定員を増やす場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	利用人数の適正化、管理体制の整備、定員数の検討を行っていきます。
14	令和7年7月11日	就労継続支援(B型)事業所	ポプラの家	社会福祉法人　新潟もぐら会	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
15	令和7年7月11日	就労継続支援(B型)事業所	土の学校・水の学校	社会福祉法人　大谷ゆめみらい	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
16	令和7年7月16日	就労継続支援(B型)事業所	つくし工房	特定非営利活動法人　中途障害者つくしの会	就労継続支援B型	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び訓練を行っていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第92条第2項」に基づき、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その開催結果について従業者に周知してください。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施してください。	令和7年9月2日に利用者、職員全員で市保健所食の安全推進課から教材（食中毒と感染症の感染経路がわかる絵図）を借りて見る（紙芝居）とともに、実際に手洗いを行い蛍光ローションを塗った手をブラックライトで照らしてみて汚れが落とし切れていないことを確認した。10月29日には市保健所が開催した「高齢者・障がい者施設等向け感染対策研修会」を職員が受講し、その他の職員も随時受講（Zoom）することとした。その研修を踏まえ12月にはノロウイルスが発生したことを想定してガウンの着脱・マスク・手袋の装着、汚物等の処理の手順など研修・訓練を実施します。
					就労継続支援B型	目標工賃達成指導員は他の職種と兼務することはできません。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第14の13注」に定める要件を満たしていない状態で算定した加算については、過誤調整を行ってください。	運営指導を受けてから兼務を辞め、目標工賃達成指導員として選任している。今後は施設運営が厳しいことから、職員の削減を行うか目標工賃達成指導員配置加算を算定しない方向で検討している。過誤調整については令和2年9月から行いました。
					就労継続支援B型	業務継続計画に係る感染症及び災害発生時の訓練を実施していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第34条の2第2項」に基づき、1年に1回以上、訓練を実施してください。	令和7年12月中に業務継続計画に基づき研修及び訓練を実施する。
					就労継続支援B型	個別支援計画の計画原案が作成されていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第60条第5項」に基づき、本計画とは別に、計画原案を作成してください。	個別支援計画原案及び新たに作成した個別支援計画を残すこととした。
					就労継続支援B型	個別支援計画の作成に係る会議に、利用者本人が参加していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第60条第6項」に基づき、利用者本人を会議に招集してください。	個別支援計画の更新時に利用者本人に会議に参加してもらい、生活に対する意向等を改めて確認して個別支援計画を策定している。また、その会議録も作成しています。

令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日]	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
17	令和7年7月16日	就労継続支援(B型)事業所	ぐっどあーるえす	特定非営利活動法人　ぐっどあーるえす	就労継続支援B型	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が作成されていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第92条第2項第2号に基づき、指針を作成し、従業員に周知してください。	直ちに「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を修正し、従業員に周知した。
18	令和7年8月21日	就労継続支援(B型)事業所	のんびーりAXIS	特定非営利活動法人　のんびーり青山の会	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
19	令和7年8月21日	就労継続支援(B型)事業所	のんびーり青山	特定非営利活動法人　のんびーり青山の会	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
20	令和7年8月26日	就労継続支援(B型)事業所	のんびーりサックス	特定非営利活動法人　のんびーり青山の会	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日が多くありました。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供を行わないでください。なお、利用定員を増やす場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	のんびーりサックスとアミティ合計で20名定員。令和7年3月で1名退所し、6月にも1名退所して現在の利用登録者数が21名です。利用曜日が決まっている利用者がいることと、ほぼ毎日施設外就労に出ています。施設外就労の利用定員の取扱い特例に準ずると、利用定員の20名を超える日は今後もありません。 よって定員数の変更はせずにすすめます。
21	令和7年8月26日	就労継続支援(B型)事業所	のんびーりアミティ	特定非営利活動法人　のんびーり青山の会	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日が多くありました。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供を行わないでください。なお、利用定員を増やす場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	のんびーりサックスとアミティ合計で20名定員。令和7年3月で1名退所し、6月にも1名退所して現在の利用登録者数が21名です。利用曜日が決まっている利用者がいることと、ほぼ毎日施設外就労に出ています。施設外就労の利用定員の取扱い特例に準ずると、利用定員の20名を超える日は今後もありません。 よって定員数の変更はせずにすすめます。
					就労継続支援B型	従たる事業所に常勤かつ専従の従業者が配置されていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第187条により準用される第81条第2項に基づき、速やかに常勤かつ専従の従業者を1名以上配置してください。	指導後翌日から常勤かつ専従の従業員を配置しました。また9月5日付で新潟市障がい福祉課へ変更届を提出済みです。
22	令和7年12月5日	就労継続支援(B型)事業所	ワークセンター日和山	社会福祉法人　新潟市中央福祉会	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条」に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供は行えません。なお、利用定員を変更する場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	次年度に向け定員変更を行う。 【現在】定員　60名 内訳（就労継続B型42名、生活介護18名） 【変更後】定員　67名 内訳（就労継続B型49名、生活介護18名）
23	令和7年12月5日	就労継続支援(B型)事業所	就労センター白山浦	社会福祉法人　新潟市中央福祉会	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条」に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供は行えません。なお、利用定員を変更する場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	2026年1月29日に定員変更に伴う事業実施計画書を新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係に提出、受理。2月変更届提出、2026年4月より定員変更。 ・継続B型　変更前：定員25名／変更後：定員34名 ・就労移行　変更前：定員　9名／変更後：定員11名
					就労継続支援B型	運営規程に施設外就労の提供が位置付けられていませんでした。「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日厚生労働省通知）2(2)ウに基づき、運営規程を修正のうえ、障がい福祉課へ届け出てください。	運営規程の修正を行い、2026年3月19日理事会決議、新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係に提出。
24	令和7年12月16日	就労継続支援(B型)事業所	梨の里	社会福祉法人　燕・西蒲原福祉会	就労継続支援B型	指摘事項なし。	

令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日]	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
25	令和7年12月16日	就労継続支援(B型)事業所	でゅもろあんばー	あおい建築工房株式会社	就労継続支援B型	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」2(2)①エにおいて、「施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行に資すると認められること」と定められていますが、施設外就労を利用する方の個別支援計画書に施設外就労の記載が無いため、施設外就労には該当しません。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下、「報酬告示」という。)　別表第14の1の注10(1)」に基づき、開所時に遡り、本体事業所での生産活動を行わず施設外就労のみ行った日について利用人数を精査し、加算も含め該当する分の訓練等給付費の過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	運営指導を受けた翌月の個別支援計画作成 (新規、更新とも)、左記内容を記載することにしました。
					就労継続支援B型	利用者からサービスに係る利用者負担額の支払を受けていない事例がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第146条第1項」に基づき、サービスを提供した際は利用者負担額の支払いを受けてください。	運営指導を受けた翌月より、負担金が発生する利用者から負担金をいただくことにしました。また、別紙(負担金未受領者)の通り負担金未受領の利用者に対して請求を行いました。
					就労継続支援B型	身体拘束適正化検討委員会を開催しておらず、身体拘束等の適正化の指針が整備されていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第36条の2第3項」に基づき、委員会を少なくとも1年に1回は開催し、指針を整備してください。 身体拘束廃止未実施減算について、「報酬告示　別表第14の1の注14」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(以下、「留意事項通知」という。)第二の1(14)」に基づき、当該減算を適用し過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	運営指導を受けた月(令和7年12月)より委員会を開催しています。令和8年1月より左記減算行っています。(令和8年1月～3月まで)利用者負担金はいただいていないので、件数と金額の報告はありません。
					就労継続支援B型	虐待防止委員会を開催していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第41条の2」に基づき、少なくとも1年に1回は開催してください。 虐待防止措置未実施減算について、「報酬告示　別表第14の1の注15」及び「留意事項通知　第二の1(15)」に基づき、当該減算を適用し過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	同上
					就労継続支援B型	業務継続計画の定期的な見直し、研修、訓練を実施していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第34条の2」に基づき、定期的な見直し、研修、訓練を実施してください。	令和8年度より定期的な、研修、訓練を行います。令和8年5月29日(金)訓練実施予定。
					就労継続支援B型	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になっていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第189条第1項に基づき、事業収入から必要経費を差し引いた額が利用者に支払う賃金の総額以上になるようにしてください。	事業収入、必要経費を明確にし、事業収入から必要経費を差し引いた額が利用者に支払う賃金の総額以上になるようにします、
					就労継続支援B型	利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額が3,000円を下回っています。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第189条第2項に基づき、就労継続支援B型の提供にあたっては、工賃の平均額は3,000円を下回らないようにしてください。	既存事業(作業)の維持や件数の増加、新規事業(作業)の開拓・獲得に努めます。
					就労継続支援B型	留意事項通知において、就労継続支援B型の基本報酬は「利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に」算定することと定められていますが、貴事業所では生産活動を行っていない場合でも、基本報酬を算定していました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第186条」に定められた就労継続支援B型の基本方針に係る訓練や生産活動が行われていない場合は、基本報酬を算定することはできず、また、基本報酬を算定できない日は、加算も算定できません。ついては、「報酬告示　別表第14の1の注1、第14の7及び14」に基づき、開所時に遡り、生産活動を行っていない日について利用人数を精査し、加算も含め該当する分の訓練等給付費の過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	継続的に就労継続支援B型を提供してきます。過誤調整に関する報告は別紙(介護給付費等返還内訳書)で行います。
					就労継続支援B型	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び訓練が行われておらず、指針も未作成でした。また、研修が年1回の実施となっていました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第92条第2項」に基づき、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催し、その開催結果について従業者に周知してください。また、指針を整備するとともに、研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施してください。	運営指導を受けた月(令和7年12月)より委員会を開催しています。開催結果の周知も同様です。指針については整備済みです。

令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日]	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
26	令和8年1月7日	就労継続支援(B型)事業所	ワークセンターほほえみ	社会福祉法人　白蓮福祉会	就労継続支援B型	従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修が開催されていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第36条の2第3項」に基づき、身体拘束の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、年1回以上研修を実施してください。なお、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第14注14」に基づき事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算してください。	令和8年2月5日付で提出した改善計画書に基づき、身体拘束の適正化のための研修を実施した。 来年度分は来年度の年間予定表にあらかじめ計画しておくことにする。
					就労継続支援B型	業務継続計画の災害及び感染症についての訓練を実施していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第34条の2第2項」に基づき、従業者に対して、業務継続計画の災害及び感染症についての訓練を定期的(1年1回以上)実施してください。	それぞれ災害時、感染症の訓練を行った。感染症に関しては衛生管理の訓練と同じとして行った。 来年度は年間計画にあらかじめ予定しておく。
					就労継続支援B型	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を講じていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第92条第2項」に基づき以下の措置を講じてください。 ・委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。 ・指針を整備する。 ・研修(年2回以上及び新規採用時)、訓練(年2回以上)実施する。	・指針を整備した。 ・安全点検担当を中心に委員会を開催。 訓練日の調整を行った。 ・法人内で作成した動画を見て、意見交換と改善点を出し研修を実施した。 ・BPCの計画に沿って模擬で処置の訓練を行った。
27	令和8年1月7日	就労継続支援(B型)事業所	就労支援事業所メロディ	合同会社　メロディ	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
28	令和8年1月9日	就労継続支援(B型)事業所	サポートセンター青りんご	特定非営利活動法人　青りんごの会	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
29	令和8年1月9日	就労継続支援(B型)事業所	IDテクニカルスクール	株式会社　たんぽぽカンパニー	就労継続支援B型	事業所の職員であることが確認できない従業者がサービス提供を行っている日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第70条第2項」に基づき、事業所の従業者によりサービスを提供してください。また、サービス提供を行う職員に関しては雇用契約書等、当該事業所の従業者であることを示す書類を保管してください。	代表を含めた全従業員の履歴書及び雇用契約書を所定の場所へ保管を行った。
					就労継続支援B型	送迎加算(Ⅰ)の算定について、「1回の送迎につき平均的に定員の100分の50以上の利用者が利用している」要件が満たされていませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第14の14の注1」、「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎(平成24年厚生労働省告示第268号)の四」に基づき、要件を満たしていない状態で算定した加算については、過去5年に遡り過誤調整を行ってください。	算定の見直し及び算定期間の確認を行い、過誤の請求を行います。
30	令和8年1月20日	就労継続支援(B型)事業所	フジライフサポート牡丹山	一般社団法人　フジライフスマイル	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条」に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供を行わないでください。なお、利用定員を増やす場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	利用人数、施設外就労の人数を調整して定員20名を遵守できるように改善を行った。
31	令和8年1月20日	就労継続支援(B型)事業所	フジライフサポート中央	一般社団法人　フジライフスマイル	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条」に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供は行えません。なお、利用定員を変更する場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	利用人数、施設外就労の人数を調整して定員20名を遵守できるように改善を行った。
32	令和8年1月22日	就労継続支援(B型)事業所	デイアクティビティセンターはろはろ	社会福祉法人　愛宕福祉会	就労継続支援B型	施設外支援について、個別支援計画に施設外支援の内容が事前に位置付けられていませんでした。「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について2(1)①イ」に基づき、施設外支援を含めた個別支援計画を事前に作成し、1か月ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しを行うとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められることを明確にしてください。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第14の1の注2」に基づき、本体事業所における生産活動を行わずに、施設外支援のみを実施し報酬請求をしていた場合には、過去5年分に遡り、該当する分の訓練等給付費を返還してください。	施設外就労の他、施設外支援の内容も計画に含めるよう計画作成時に説明・同意を求めています。 施設外支援実施の際には、施設外支援日誌の作成及び、1か月ごとの計画の見直しも行います。 指摘日以前をさかのぼって確認しましたが、該当日はありませんでした。
					就労継続支援B型	在宅支援について、事業所職員による訪問、利用者による通所等による週1回の評価を行っていたとのことですが、その記録がありませんでした。また、事業所職員による訪問又は利用者による通所による月1回の訓練目標に対する達成度の評価を行っていませんでした。「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について2(3)①オ、カ」に基づき、週1回の評価を行ったらその記録を残すとともに、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行ってください。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第14の1の注2」に基づき、本体事業所における生産活動を行わずに、在宅支援のみを実施し報酬請求をしていた場合には、過去5年分に遡り、該当する分の訓練等給付費を返還してください。	在宅訓練の実績・支援記録をさかのぼって対象日を確認し、過誤となった請求は返戻手続きを行いました。 過誤申立書作成提出　2026.2.24 2026.2月分の実績請求時に過誤手続き実施 介護給付費等返還額内訳表　作成　2026.3.12 このほか該当する部分はありませんでした。

令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日]	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
33	令和8年1月27日	就労継続支援(B型)事業所	ファーストペンギン	一般社団法人　パラシュート	就労継続支援B型	個別支援計画に利用者の同意がないままサービス提供を行っていたケースがありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第60条第7項」に基づき、個別支援計画の内容について利用者に対して説明し、文書により同意を得てください。	関係書類の再確認を行ったところ、当該利用者の個別支援計画については、計画相談支援事業所において利用者の署名・押印済みの原本が保管されていることを確認し、原本を保管済。再発防止策として書類管理体制を強化する。
					就労継続支援B型	職業指導員及び生活支援員の総数が不足している日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第187条において準用される第174条第1項ア(1)」に基づき、職業指導員及び生活支援員の総数は、事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上としてください。	シフト作成時の人員配置事前確認の徹底、急な欠勤に備える予備体制の確保、人員配置基準の順守に関する職員教育を実施した。
					就労継続支援B型	管理者の出勤簿が作成されていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第70条第1項」に基づき、出勤簿を作成し、管理者の配置基準を満たしていることを明確にして勤務体制を定めてください。	出勤簿の作成・運用を開始。勤務体制一覧表との連動管理として出勤簿との整合性を毎月確認する体制を構築した。また、関係法令の再確認として配置基準および勤務実態の記録義務について周知徹底した。
					就労継続支援B型	利用者から利用者負担額の支払を受けていないケースがありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第146条第1項」に基づき、サービスを提供した際は、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けてください。	債権管理事務を整備するとともに、経済状況等により一時的に徴収が困難な場合についても、納付の可能性について継続的に検討する運用とした。今後は法令上の取扱いを踏まえ、利用者負担額の徴収および未収管理について適正な事務処理を行う。
					就労継続支援B型	利用者に対し、訓練等給付費の額を通知していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第24条第1項」に基づき、法定代理受領により市町村からサービスに係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る訓練等給付費の額を通知してください。	「代理受領通知書」を遅滞なく作成・発行する事務フローを構築した。また、領収書等とあわせて対象利用者へ毎月確実に交付し、その実績を事業所控として記録・保管する運用を開始した。
					就労継続支援B型	身体拘束適正化のための新規採用者研修を行っていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第36条の2第3項」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(解釈通知)第三の3(26)④」に基づき、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時にも必ず実施してください。	令和8年2月6日全職員を対象に「虐待防止および身体拘束適正化に関する内部研修」を実施した。 令和8年3月20日、更生保護現場に精通した外部講師(看護大学講師)を招き、身体拘束適正化・感染症対策・救命救急講習・訓練・障がい者権利擁護・触法障害者支援等に関する専門研修を実施した。 上記研修内容を基盤として、新規採用職員が入職後即座に受講すべき「標準研修プログラム」を策定し、個別の実施記録を管理する体制を整備した。
					就労継続支援B型	虐待防止のための新規採用者研修を行っていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第41条の2」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(解釈通知)第三の3(31)㉓」に基づき、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時にも必ず実施してください。	令和8年2月6日全職員を対象に「虐待防止および身体拘束適正化に関する内部研修」を実施した。 令和8年3月20日、更生保護現場に精通した外部講師(看護大学講師)を招き、身体拘束適正化・感染症対策・救命救急講習・訓練・障がい者権利擁護・触法障害者支援等に関する専門研修を実施した。 上記研修内容を基盤として、新規採用職員が入職後即座に受講すべき「標準研修プログラム」を策定し、個別の実施記録を管理する体制を整備した。
34	令和8年1月27日	就労継続支援(B型)事業所	あおぞらプラン	特定非営利活動法人　あおぞら	-	指摘事項なし。	
35	令和8年2月6日	就労継続支援(B型)事業所	CROSS HARBOR	株式会社　まちづくりにいがた北	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条」に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供は行えません。なお、利用定員を変更する場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	既存のご利用者に対し、一般就労を含む、個々のステップアップへ向けた支援を一層強化していきます。 1週間を通して曜日によりご利用人数の差異があることから、週に数回通所のご利用者に利用曜日の変更の提案をしながら、定員の遵守に努めます。 併せて、地域の状況や生産活動の内容、事業所スペースの現状等を鑑みながら利用定員変更や、「従たる事業所」の開設の検討もしていきます。
36	令和8年2月6日	就労継続支援(B型)事業所	オリーブ	特定非営利活動法人　ひなたの杜	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
37	令和8年2月20日	就労継続支援(B型)事業所	メイプルかめだ	社会福祉法人　中蒲原福祉会	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
38	令和8年2月20日	就労継続支援(B型)事業所	メイプルかめだ(メイプルかめだの従たる事業所)	社会福祉法人　中蒲原福祉会	就労継続支援B型	指摘事項なし。	

令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日]	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
39	令和8年2月27日	就労継続支援(B型)事業所	就労支援事業所　きまま舎	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第190条により準用される第71条」に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供は行えません。なお、利用定員を変更する場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	・定員超過が起きないよう、利用者人数の把握を徹底する。 ・定員超過が見込まれる場合は定員を変更する。
40	令和8年2月27日	就労継続支援(B型)事業所	天寿園カフェKimama(きまま舎の徒たる事業所)	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	就労継続支援B型	指摘事項なし。	
41・42	令和8年3月5日	社会福祉法人	新潟もぐら会	社会福祉法人　新潟もぐら会	法人運営	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間ないものがありました。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、1週間（中7日）以上の間隔を空けてください。	次回理事会より実施
		就労継続支援(B型)事業所	もぐら工房		法人会計	日々収納した現金を経理規程で定める期限を超えて金融機関に預け入れている事例がありました。経理規程第23条に基づき収納後5日以内に金融機関に預け入れてください。また、現金出納帳を作成し残高を確認してください。なお、当指摘は前回監査時に指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	職員間で再度検討し、経理規定第23条を7日以内への改正を行うこととし、6月の理事会にて議決を得る予定。今後は経理規定に即した処理を実施していくこととする。現金出納帳は、小口現金を区別できるようシステム内で分けられるようにし、運用を徹底する。
					就労継続支援B型	業務継続計画を従業者に周知していませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される第34条の2第2項」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（解釈通知）第三の3(23)」に基づき、業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。	業務継続計画の具体的内容を全職員に周知し、緊急時対応マニュアルについても共有していく。
					就労継続支援B型	送迎加算が実態より1回分多く算定されていたケースがありました。 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表第14の14」及び「同留意事項通知第二の3(5)⑲」に基づき過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	3月10日過誤申立。利用者負担は0円の利用者の為、返還なし。利用者負担は0件、0円。過誤申立1件、金額188,460円。再請求（通常過誤）188,348円。
					就労継続支援B型	個別支援計画の内容について説明をせず、同意を得ていませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第60条第7項に基づき、原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。	現在見直し及び作成作業中の個別支援計画より原案の内容に対して利用者又はご家族に説明を行い、文章による同意を利用者頂くように対応する。
					就労継続支援B型	個別支援計画の作成に係る会議に、利用者本人が参加していませんでした。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条において準用される同条例第60条第6項に基づき、利用者本人を会議に招集してください。	現在見直し及び作成作業中の個別支援計画作成作業より、原案会議に同席してもらい、意見の徴収や確認を行ってもらうように対応していくこととする。
43・44	令和8年3月6日	社会福祉法人	いぶきサポート協会	社会福祉法人　いぶきサポート協会	就労継続支援B型	事業所の利用定員を超えてサービス提供している日がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第71条」に基づき、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供は行えません。なお、利用定員を変更する場合は障がい福祉課に届出を行ってください。	利用定員数の変更（定員増）を行います。現在準備をしています。
		就労継続支援(B型)事業所	きぼう福祉園		就労継続支援B型	生産活動による収入から必要経費を差し引いた残額以上の金額を工賃として支払っていました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第189条第1項に基づき、事業収入から必要経費を差し引いた額が利用者に支払う賃金の総額以上になるようにしてください。	税理士に確認をした結果、当法人では過年度に積み立てていた「工賃変動積立金」を取り崩して工賃を支給しており、法令に準拠した適正な支出として計上されていることを確認しました。 また、「就労支援事業明細書」および「積立金・積立資産明細書」を照合したところ、事業収入から必要経費を差し引いた額が工賃総額を下回っていないことを確認しました。
45	令和8年3月12日	就労継続支援(B型)事業所	あすなろ福祉園	社会福祉法人　新潟地区手をつなぐ育成会	就労継続支援B型	指摘事項なし。	

令和７年度　障がい福祉サービス事業者等運営指導実施結果

番号	指導監査年月日]	指導監査対象		設置主体	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
46	令和8年3月12日	就労継続支援(B型)事業所	青山ファクトリー	社会福祉法人　新潟地区手をつなぐ育成会	就労継続支援B型	施設外就労について、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる常勤換算方法による人数を事業所に配置せずに行っていました。「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日厚生労働省通知)2(2)①イ」に基づき、適切な人員を配置したうえで施設外就労を行ってください。 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)第二の3(5)②」に基づき、過去5年間の施設外就労の状況等を精査し、基準を満たさずに施設外就労を行った実績分の報酬については、過誤調整を行うとともに利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	・職員配置6:1を遵守するよう実施前に所長、サビ管の決済を取るようにします。また、令和8年度からは生活介護との兼務職員を1名配置します。 ・本事業所の施設外就労はすべて半日で行っており、残りの半分は常に事業所内において作業を実施しておりましたので、過誤調整はありません。
					就労継続支援B型	管理者及びサービス管理責任者が施設外就労に同行していましたが、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日厚生労働省通知)2(2)①ア」に基づき、管理者及びサービス責任管理者は本体事業所に配置してください。	・今後、所長及びサービス管理責任者は常時事業所に配置します。
					就労継続支援B型	施設外就労について、個別支援計画に施設外就労が含まれていない利用者がいました。「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成 19 年4月2日厚生労働省通知)2(2)エ」に基づき、施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成し、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められることを明確にしてください。	・令和8年前期の計画作成時に、施設外就労に関する計画内容を記載しました。 ・施設外就労に関する計画を記載したご利用者をリストアップして、職員間で共有しました。